４　処分の原因となった事実　平成21年６月３日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年１月 14 日

近畿地方整備局長　上総　周平

１　処分をした年月日　平成21年５月19日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社博電工業　山口　照博　奈良県橿原市光陽町275　国土交通大臣許可（特―16）第20766号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成21年５月19日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年１月 14 日

近畿地方整備局長　上総　周平

１　処分をした年月日　平成21年６月１日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　通商株式会社　吉丸　浩二　大阪府大阪市北区堂島１－１－５　国土交通大臣許可（般―20）第20091号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（左官工事業、石工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成21年６月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年１月 14 日

近畿地方整備局長　上総　周平

１　処分をした年月日　平成21年６月22日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社矢野組工業　矢野　利治　大阪府大阪市中央区島之内１－７－23第一長堀矢野ビル　国土交通大臣許可（特―18）第13118号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成21年６月22日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年１月 14 日

近畿地方整備局長　上総　周平

１　処分をした年月日　平成21年６月26日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　共同建設株式会社　長川　亘男　大阪府大阪市住吉区住吉１－１－３－101　国土交通大臣許可（般特－18）第16983号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成21年６月26日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年１月 14 日

近畿地方整備局長　上総　周平

１　処分をした年月日　平成21年６月29日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ナニワ建設機材株式会社　芦田　伸一　大阪府大阪市西区立売堀６－６－25　国土交通大臣許可（般―17）第10608号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成21年６月29日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年１月 14 日

近畿地方整備局長　上総　周平

１　処分をした年月日　平成21年６月30日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　クボタバルブメンテナンス株式会社　髙宮　慶一　大阪府枚方市中宮大池１－１－１　国土交通大臣許可(般―19)第20010号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成21年６月30日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年１月 14 日

近畿地方整備局長　上総　周平

１　処分をした年月日　平成21年７月１日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　総合スポーツ施設株式会社　角谷　正継　大阪府大阪市中央区道修町４－５―17　国土交通大臣許可（般特―16）第10612号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（とび・土工工事業に関する一般建設業の許可並びに土木工事業、ほ装工事業、造園工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成21年７月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年１月 14 日

近畿地方整備局長　上総　周平

１　処分をした年月日　平成21年７月３日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社エス・エル　岸本　　進　大阪府大阪市福島区野田５―17―22　国土交通大臣許可（般特―17）第5788号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成21年７月３日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年１月 14 日

近畿地方整備局長　上総　周平

１　処分をした年月日　平成21年７月３日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社北組　中筋　斉子　京都府相楽郡南山城村大字田山小字割尾坂８－１　国土交通大臣許可（般特―18）第8989号